

申請書作成についての注意点6カ条

- 1 申請書類をエンピツで書かれている場合や発行日、名称、会社名がない場合は不適合になります。
- 2 提出する認可書は、有効期限が過ぎているものは不適合になります。
- 3 資材証明書は、本紙又はコピーを提出してください。
- 4 契約書等は、コピーで提出してください。
- 5 修正した所は、修正印又は修正サインしてください。
- 6 審査基準を満たすことで、申請書は受理されますが、判定委員会までには、追加要求される全ての書類を提出することが義務付けられます。